みんなで取り組む
防災・減災 vol.㉖

住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害時に町民のみなさんに実践していただきたい「命を守る行動・知識」を毎月お伝えしていきます。

今回は、災害で住まいが被害を受けてしまったとき、最初に取るべき行動をご紹介します。あまりのショックに何から手を付けたらいいかわからなくなるかもしれません。しかし、皆さんが一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。そうした支援をスムーズに受けるためにも、まずは被害状況を写真で撮っておくことが大切です。

＼家の被害状況を写真で記録しましょう／

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。
罹災(りさい)証明書の申請や、保険会社に損害保険を請求する際などに役立ちます。

家の外の写真の撮り方

- カメラやスマートフォンで、４方向から撮影しましょう。
- 大雨などで浸水した場合は、浸水した深さがわかるように撮りましょう。

ポイント

メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると被害の大きさがよくわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
  ①被災した部屋ごとの全景写真
  ②被災箇所の「寄り」の写真
  ］を撮影しましょう。

≪想定される撮影箇所≫

内壁、床、窓、出入口、サッシ、ふすま、障子、キッチン
洗面台、トイレ、浴室　など

被災した部屋、箇所は全て撮影しておきましょう。

「罹災(りさい)証明書」ってなに？

被災した住宅等の被害の程度を、町が調査し証明するものです。役場で申請を受け付けます。罹災証明書は、公的な被災者支援策等を受ける場合に必要となります。

次回は「災害ボランティアについて」を掲載予定

【問】危機管理課　☎0547(56)2237

内装&外装　塗装工事一式
なかむら塗装
静岡県知事許可　第25802号

川根本町徳山936
中村　剛子（なかむら　たかね）
TEL･FAX　0547−57−2840

町リフォーム補助金などのご相談、お見積りは無料です。お気軽にお問い合わせください。